

平成27年度 第16回庁議要旨

日時：平成27年11月24日（火）

午前9時15分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館・北上館・牡鹿館の設置について（総務部）

復興のまちづくりや地域の取り組みに関する情報、東日本大震災の記録と記憶の発信（展示）と、被災者同士や被災者と来訪者の交流や懇談の場として、石巻市復興まちづくり情報交流館を雄勝・北上・牡鹿の各地区に設置する。

(1) 主な内容

各館の概要

名称	雄勝館	北上館	牡鹿館
所在地	石巻市雄勝町上雄勝二丁目36番	石巻市北上町十三浜字丸山41番地2	石巻市鮎川浜湊川63番地
延べ床面積	103.17㎡	129.42㎡	124.41㎡
主な施設	インフォメーションスペース、情報展示スペース、交流スペース、交流テラス	展示・交流スペース、交流テラス	展示・交流スペース、交流テラス
構造	トレーラーハウス	軽量鉄骨造平屋建	軽量鉄骨造平屋建

(2) 今後の予定

- 平成27年12月 市議会第4回定例会
「石巻市復興まちづくり情報交流館条例」改正を提案
- 平成28年3月 開館
- 平成28年4月 指定管理者制度導入

2 石巻市既存借上型市営住宅制度について（復興事業部）

計画戸数4,500戸として整備を進めている復興公営住宅について、市街地における不足分の早期供給、過剰ストック解消を目的に民間賃貸住宅を住戸単位で借上げ、復興公営住宅として供給する。

(1) 主な内容

ア 募集概要

- 借上開始：平成28年4月1日（予定）
- 募集戸数：100戸程度
- 対象地区：旧石巻市内の内、蛇田、釜大街道及び中心地区

※ 災害危険区域、都市計画施設用地内にある建物を除く。

- ・ 対象者：民間賃貸住宅の所有者

イ 応募要件

① 対象住宅

- i 平成28年4月1日時点で空住戸がある住宅または平成28年4月1日までに完成する新築の住宅
- ii 昭和56年（1981年）6月1日以降に着工した住宅（新耐震基準により新築した住宅）
- iii 借上開始予定日から耐用年数（木造30年、準耐火構造45年、耐火構造70年）に至るまで10年以上の住宅

② 借上期間

- i 建物の耐用年数を上限
- ii 入居者が希望する期間（原則として一代限り）
※ 2年毎に契約更新

③ 借上料

公営住宅法に規定する近傍同種家賃により算出した額とする。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年11月 制度要綱、要領等制定
- ・ 平成27年12月22日 事業者向け制度説明会
- ・ 平成28年1月12日 事業者相談受付開始
- ・ 平成28年2月1日 借上住戸募集受付開始
- ・ 平成28年3月 借上げに係る協定締結
- ・ 平成28年4月 賃貸借契約締結
- ・ 平成28年4月～5月 入居募集・抽選
- ・ 平成28年7月 入居開始予定

3 字の区域を変更することについて（復興事業部）

防災集団移転促進事業によって新たに造成された半島部の団地は、およそ半数近くの地区において、事業区域内が複数の字で構成されている。

また、宅地内に複数の字があり合筆できないままの宅地も、多数発生しており、移転住民の生活に混乱を生じさせかねない。

そこで、事業区域内において字の区域の一部を変更し、団地内を一つの字に統一する。

(1) 主な内容

防災集団移転促進事業によって造成された半島部の佐須地区外9団地について、それぞれの事業区域内にある複数の字の区域を、それぞれ、一つの字の区域に編入するものである。なお、字の名称の変更は伴わず、区域を変更するのみである。

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
渡波 字佐須	渡波 字袖ノ浜	11番、12番2、13番2、13番4、15番、16番、17番1、18番1、19番、20番、21番2、22番4から22番6まで、24番2、24番3、30番2、30番4、92番5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
折浜 字風越	折浜 字石ナキ	3番1、3番4、4番1、4番2、5番1、5番2、6番1、6番4、7番、8番1、8番3、9番1、9番3及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部
	折浜 字田ノ浜	6番2、7番2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部
月浦 字月浦	侍浜 字西山	1番3、1番13、1番14、1番18から1番26まで、3番8から3番10まで
荻浜字 横浜山	荻浜 字石峠	12番8、13番6、13番7
	荻浜 字荻浜	6番5、7番1、8番7、9番1、34番11、34番12
狐崎浜 字鹿立屋敷	狐崎浜 字後沢山	8番3から8番16まで、12番2、14番3
福貴浦 字土手	狐崎浜 字迎山	7番3、8番5、9番3、10番3、10番4
北上町十三浜 字浪田	北上町十三浜 字松ノ坂	48番2から48番4まで
北上町十三浜 字小泊	北上町十三浜 字猪の沢	32番6から32番9、35番3、39番11、39番12
北上町十三浜 字長塩谷	北上町十三浜 字上大平	140番5、140番19及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部
北上町十三浜 字小田	北上町十三浜 字追場	94番2から94番4、97番2、104番2、104番4

(2) 今後の予定

- 平成27年12月 市議会第4回定例会
「字の区域を変更することについて」議案を提案
- 平成28年 1月 順次、字の区域の変更

4 石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会の設置について（健康部）

平成27年4月1日の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設された。

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じ、地域の支え合い体制づくりを推進し、住民等の多様な主体が参画し、様々なサービスを充実することにより、要支援者

等に対する効果的かつ効率的な支援を行うものである。

そこで、多様なサービスの提供体制を構築するため、生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的として、協議会を設置するもの。

(1) 主な内容

石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会の概要

ア 所掌事項

- ① 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発
- ② サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築
- ③ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
- ④ その他生活支援・介護予防体制整備に関し必要な事項

イ 委員

NPO、社会福祉法人、協同組合、ボランティア団体、地縁組織等

ウ 委員の任期

2年（最初に委嘱された委員の任期は平成30年3月31日までとする。）

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年11月 「石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会設置要綱」
制定（施行予定年月日：平成27年12月1日）
- ・ 平成27年12月 各団体へ協議会の委員選出依頼
- ・ 平成28年1月下旬 第1回会議

5 石巻市通所型サービス支援事業について（健康部）

介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進することを目的に、介護保険の要支援認定を受けた65歳以上の者等（以下「要支援者等」という。）を対象に介護予防・生活支援サービスを提供する、住民主体による通所型サービスに対し、補助金を交付する。

(1) 主な内容

ア 補助対象事業

個人又は団体が集会所等を利用し、要支援者等を中心に障害者、子供、要支援以外の高齢者に対し、体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通所型のサービスを提供する事業

イ 補助対象要件

- ・ 事業を6か月以上継続
- ・ 概ね週1回以上実施
- ・ 1回当たりの事業実施時間が概ね2時間以上
- ・ 1回当たりの平均利用者のうち要支援者等が5人以上であること

ウ 補助対象者

個人又は団体

エ 補助金額

要支援者等の利用者1人当たり1回1,000円の補助対象額を乗じて得た額。
月額上限50,000円（他の補助金と併用不可。）

オ 補助交付条件

事故発生時の対応、従事者又は従事者であった者の利用者の秘密の保持、従事者の清潔保持及び健康状態の管理について、必要な措置を講ずること。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年12月 「石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱」制定
(施行予定年月日：平成28年4月1日)

6 石巻市地域介護予防活動支援事業について（健康部）

介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進することを目的に、高齢者等を対象とした日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動に対し、補助金を交付する。

(1) 主な内容

ア 補助対象事業

個人又は団体が集会所等を利用し、65歳以上の高齢者を中心に障害者、子供に対し、体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通いの場を提供する事業

イ 補助対象要件

- ・ 事業を6か月以上継続
- ・ 月2回以上実施
- ・ 1回当たりの事業実施時間が概ね2時間以上
- ・ 1回当たりの平均利用者のうち高齢者が5人以上であること

ウ 補助対象者

個人又は団体

エ 補助金額

1回当たり1,000円。月額上限10,000円（他補助金との併用不可。）。

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年12月 「石巻市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱」制定
(施行予定年月日：平成28年4月1日)

7 石巻立町復興ふれあい商店街仮設施設の利用期間延長等について（産業部）

復興推進計画「応急仮設建築物活用事業」における、石巻立町復興ふれあい商店街については、平成27年12月31日をもって閉鎖することとしていた。

しかし、自立再建先としていた市街地再開発事業の中止や防災集団移転用地の造成の遅れ等により、仮設施設からの移転が困難な状況となっていることから、存続期間を延長する等の措置を行う。

(1) 主な内容

復興推進計画「応急仮設建築物活用事業」における石巻立町復興ふれあい商店街の事業期間を、平成28年10月31日（仮設施設の存続期間5年を目安）まで延長し、同期日まで仮設施設の存続期間を延長する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年10月末 商店街閉鎖
- ・ 平成28年12月 仮施設解体撤去工事及び現状復帰工事開始
- ・ 平成29年 3月 工事完了、借地返還

8 北上地区観光物産交流施設の整備について（産業部・北上総合支所）

北上地域の月浜地区は、当地域の中心的な役割を担っていたが、東日本大震災によりすべての公共施設が被災した地区である。

今般、環境省が主導する「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョン（環境省、平成24年5月）」において、南三陸町、登米市とともに同地区がフィールドミュージアムとして位置付けられ、公園内に核となる施設（ビジターセンター）を南三陸町戸倉、石巻市北上町十三浜字月浜にそれぞれ建設することとなった。

このビジターセンターに、北上地区観光物産交流施設を併設し、北上地域の観光情報の発信と地場製品のPR、販売等を行い交流人口等の増加を図る。

(1) 主な内容

① 施設概要

- ・ 木造平屋建て 約100㎡
- ・ 北上の観光案内・情報の発信
- ・ 北上の生産物及び加工品の展示販売
- ・ 北上の風景写真の展示
- ・ ビジターセンターとイベント等を共同開催
- ・ 指定管理による運営を予定

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年12月 石巻市議会第4回定例会 実施設計費補正予算提案
- ・ 平成28年 1月 実施設計作成業務委託
- ・ 平成28年 2月 石巻市議会第1回定例会 建設工事費提案
- ・ 平成28年 4月 建設工事発注
- ・ 平成29年 4月 供用開始

[報告事項]

1 石巻市総合計画の計画期間の延長について（復興政策部）

現在、本市は「石巻市総合計画」及び「石巻市震災復興基本計画」を上位計画として位置づけている。総合計画は、平成19年度を初年度に平成28年度までの10年間を計画期間とし、震災復興基本計画は平成23年度から平成32年度までを計画期間としている。

各計画の終期が異なっている状況にあることから、その調整を行う。

(1) 主な内容

最大の被災地である本市は、復旧・復興事業が道半ばの状況であり、引き続き復旧・復興事業を最優先に取り組む必要があることから、現在の「石巻市総合計画基本構想及び基本計画」を「石巻市震災復興基本計画」の計画期間である平成32年度まで4年間延長し、現計画の趣旨に基づき事業を推進する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成31年度～ 平成33年度を初年度とする新総合計画の策定作業

2 被用者年金制度の一元化に伴う関係制度の整理について（総務部）

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）」が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、必要な条例の整理（改正）を行う。

(1) 主な内容

以下ア～ウの条例について、一元化法の施行に伴い、条例の文言修正等必要な改正を行う。

ア 石巻市職員の再任用に関する条例の改正

イ 石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正

ウ 石巻市消防団員等公務災害補償条例の改正

(2) 今後の予定

- 平成27年12月 市議会第4回定例会
「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」提案予定

3 建設工事の入札に係る最低制限価格の設定基準の見直しについて（総務部）

本市建設工事の入札に係る最低制限価格の設定基準は、公共工事における一定の品質を確保するため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに、本市において独自に定めた率を加算した額を基準としている。

当該加算率を要因に応札される競争範囲が狭い為に、最低制限価格未満により失格となる割合が増えている状況が見られることから、本市独自に定めた率の加算を廃止し、入札中止対策と建設工事に係る適正な施工の確保を図る。

(1) 主な内容

石巻市建設工事等競争入札参加心得別表の最低制限価格の設定基準のうち、1 建設工事において、設定基準を次のように改める。

【改正】

A（最低制限価格） =（直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55） （ただし、A ≥ 予定価格×7/10）
--

【現行】

A（最低制限価格） =（直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55）×1.05 （ただし、A ≥ 予定価格×7/10）

(2) 今後の予定

- 平成28年1月1日施行、同日以降に公告又は指名の通知をする工事について適用する。

4 石巻市災害時職員初動マニュアル（共通編）の策定について（総務部）

現在、本市では災害発生時における災害対応業務について、平成24年3月に策定した石巻市災害対応マニュアル（暫定版）に基づき対応にあたっているが、内容については発災後の職員参集以降からの行動指針となっている。

しかし、平常時から防災に関する知識を十分に習得し、日頃から防災意識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を身に着ける必要があることから、石巻市災害時職員初動マニュアル（共通編）を策定した。

(1) マニュアル（共通編）の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 マニュアル作成の趣旨<ol style="list-style-type: none">(1) マニュアル作成の目的(2) マニュアルの考え方(3) マニュアルの範囲2 平常時の心得<ol style="list-style-type: none">(1) 個人において(2) 職場において3 非常時への備え4 発災時の行動指針<ol style="list-style-type: none">(1) 非常参集(2) 職員の参集状況の把握及び安否確認(3) 情報収集・提供(4) 健康管理(5) 市民の目線に立った対応 <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none">・ 配備体制の基準・ 石巻市職員非常（警戒）配備個人記録表 |
|---|

(2) 今後の予定

- ・ 全職員に対し周知を図る。

5 被災地域テレワーク推進事業について（産業部）

震災後、被災者の新たな就業の場の確保及び所得の向上を図るため、複数の被災自治体の協力のもと民間事業者を中心とした被災地テレワーク就業支援事業協議会が設置され、「テレワーク1000プロジェクト」が展開された。本市においても、当プロジェクトの仕事説明会に1,000名以上の参加があり、200名弱がテレワーカー登録をしている。

今後、テレワークの更なる増加・普及が見込まれていることから、テレワークを支援するシステムを整備し、その推進を図る。

(1) 主な内容

① システムが備える主な機能

- ・ テレワーカーが広く就業情報を収集し、希望業務内容とマッチングできる機能（就業支援）
- ・ 在宅等で ICT スキルや専門スキルを習得することができる機能（e-ラーニング）
- ・ テレワーカーの就業情報や習得スキル情報を管理・分析し、テレワーカーの最適な就業環境を維持する機能（情報基盤連携システム）

② システムの管理運営及びテレワークの推進

プロポーザル方式により、当該システムを管理し、構築したシステムを活用の上、

テレワーカーへの業務支援やサポート等を行いテレワークの普及・拡大・定着を図る事業者を募集することとする（契約期間5年）。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年1月 入札審査委員会
管理運営事業者募集、説明会の開催
選定委員会の開催
- ・ 平成28年2月 契約締結、管理運用業務開始

6 北上地区フィールドミュージアム事業について（生活環境部・北上総合支所）

環境省では、平成24年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョン」を策定し、三陸復興国立公園として再編成した国立公園地域を中心に、その周辺部の里山・里海、集落地を含めた一定のまとまりをもつ地域（南三陸町戸倉地区、登米市津山地区、石巻市北上地区）をフィールドミュージアムとして位置付けるとともに、南三陸町戸倉地区及び石巻市北上地区に国立公園内の核となる施設「ビジターセンター」を整備することとした。

今後環境省主体で組織するフィールドミュージアム運営協議会に参画し、本地区に整備するビジターセンターを拠点として、エコツーリズムの推進や環境教育などを面的、複合的に推進することで周辺部も含めた地域の活性化を図る。

(1) 主な内容

- ① 環境省の直轄事業として、フィールドミュージアム内の活動拠点となる施設「ビジターセンター」（国立公園施設）が南三陸町戸倉地区及び石巻市北上地区に整備される。

○ 施設の概要

- ・ 敷地面積 約47,000㎡
- ・ ビジターセンター 約700㎡（木造平屋建て）
- ・ 駐車場（大型バス、普通車等）

- ② 環境省東北地方環境事務所が主体となり、石巻市、南三陸町、特定非営利活動法人「海の自然史研究所」を構成員としてフィールドミュージアム運営協議会を発足させ、事業内容の協議・調整、管理運営の詳細を検討する。

○ 運営協議会事業概要

- ・ 自然体験プログラムの提供（企画プログラム、常設プログラム）
- ・ 自然体験活動リーダーの育成
- ・ 情報収集及び発信など
- ・ フィールドミュージアム運営協議会運営費：平成28年度 8,000千円
（内訳：石巻市負担金4,000千円、南三陸町負担金：4,000千円）
- ・ ビジターセンター施設管理費：16,000千円（環境省負担）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年1月 運営協議会設立準備会
- ・ 平成28年2月 運営協議会設立総会
- ・ 平成28年2月 石巻市議会第1回定例会 運営費負担金提案
- ・ 平成28年4月 フィールドミュージアム運営協議会運営開始
- ・ 平成28年4月 石巻・川のビジターセンター建設工事開始
- ・ 平成29年4月 石巻・川のビジターセンター供用開始

[その他]

1 マイナンバー郵便物の誤配達事故の概要について（生活環境部）

生活環境部より、標記事故の概要について説明があった。

(1) 概要

市内在住A氏及び市外在住B氏が、石巻郵便局のゆうゆう窓口でマイナンバー通知カードの入った封筒を受け取りに来た際、郵便窓口職員が両者を取り違えて封筒を渡した。

B氏がその場で気づいた一方、A氏は既に帰宅していたため、郵便局職員がA氏の自宅に出向き、A氏の封筒を渡すとともに、B氏の封筒を回収した。

しかし、B氏の封筒は既に開封されており、郵便局はB氏に謝罪した上で、B氏が所在する自治体に説明し、通知カードの再発行を依頼した。

2 石巻地方広域水道企業団規約の一部を変更する規約について（生活環境部）

生活環境部より、水道企業団規約の一部変更（簡易水道事業の水道事業への統合）について報告があった。

以上